

第139回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成29年12月14日（木）

10：00～11：20

場所：宮崎県庁 本館講堂

午前10時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第139回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岩下と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち12名の御出席をいただいておりますこと、会議開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

審議に入ります前に、審議会委員に異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

県議会からの2号委員、島田俊光委員の辞職に伴いまして、本日出席がございませんでしたが、新たに二見康之様に就任していただいております。

続いて、5号委員であります、農林水産省九州農政局長・金丸康夫委員の退職に伴いまして、新たに石井俊道様に就任していただいております。本日は、代理で、九州農政局農村振興部農村計画課課長補佐・内田耕吉様に出席していただいております。

なお、座席図では、農林水産省九州地方整備局長となっておりますけれども、正しくは農林水産省九州農政局長の間違いでございます。謹んでお詫び申し上げます。

同じく、5号委員であります、宮崎県警察本部長の野口泰委員の異動に伴いまして、新たに郷治知道様に就任していただいております。本日は、代理で、交通規制課長・壹岐幸啓様に出席していただいております。

その他、本日御出席いただいております委員の皆様のお紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。先ほどの「第139回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿」、「会議次第」、青色のドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルをお配りしております。続いて、事前にお配りしております議案書と、資料1-1としまして本審議会議案第1号の説明資料、資料2-1~10と、資料3-1~3をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。なお、青のドッチファイルと黄色のファイルにつきましては、会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

○**出口会長** おはようございます。きょうは、年末の忙しい中ですが、第139回ということで、1件の議案と報告2件、そのうち、報告の中には、前回いろいろ皆様方から御意見をいただきました区域マスタープランの改定が含まれています。きょうは、予定では最終の区域マスタープランの改定になるかと思いますので、皆様の御専門の立場から忌憚のない御意見をよろしくをお願いいたします。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

○**出口会長** まず初めに、今回の議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、梅田委員と岩切委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

次に、本日の議事の進め方について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○**事務局** お手元にあります会議次第をごらんください。本日の議事は、一般案件としまして、竹田通線における宮崎広域都市計画道路の変更が1件ございます。議案第1号「宮崎広域都市計画道路の変更（竹田通線）」、以上1件につきまして御審議いただき、その後、報告事項としまして、「都市計画区域マスタープラン」の改定及び「宮崎県中心市街地活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」の策定について、御報告したいと思います。

説明の流れといたしましては、区域マスタープランについて、前回までの御指摘及び、9月に実施いたしましたパブリックコメントの中でいただいた御意見に対する修正事項を説明し、それぞれ御意見をいただいた後に、10分間の休憩を挟みまして、最後に、宮崎県中心市街地活性化及び大規模集客施設等の適正立地に対するガイドラインについて御説明させていただきます、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございました。ただいま事務局のほうから提案がありました進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**出口会長** 異議なしということですので、今提案がありました進め方に従って議事に入りたいと思います。

それでは、議案第1号について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず初めに、議案第1号についての説明でございます。

それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案書は、4ページから6ページになります。前方のスクリーンをごらんください。

この案件は、宮崎広域都市計画道路竹田通線の変更についてでございます。

竹田通線は、国富町役場の南側を東西に縦貫する都市計画道路でございます。県管理道路の主要地方道宮崎須木線の一部でございます。今回該当の箇所は赤丸の部分でございます。こちらの図は国富町の市街化区域を示しており、赤色でお示ししている都市計画道路が竹田通線でございます。竹田通線は、先ほどもお伝えしたとおり、県管理道路の主要地方道宮崎須木線の一部でございます。国富町役場がこの位置に、国富運動公園がこの位置にございます。竹田通線は、国富町中心市街地を東西に縦貫する延長6,030メートルの幹線街路として都市計画決定しております。

今回の変更は横町通線との交差点の部分でございます。この緑色の路線は、国富町が都市計画決定している横町通線でございますが、この一部区間の計画が廃止されることになりましたので、交差点の部分について変更を行うものであります。

それでは、交差点部の平面図をごらんください。緑色の線のとおり横町通線が、赤色の線のとおり竹田通線が都市計画道路として決定されておりましたが、国富町が長期間未着手である都市計画道路について見直しを行ったところ、横町通線のこの黄色着色の区域については、現況交通量・将来交通量が少ないことなどから、廃止することとし、平成28年に国富町が策定した国富町都市計画マスタープランにおいて、当区間を廃止する方針を示しております。

本年11月24日に開催された国富町の都市計画審議会におきまして廃止の方針が諮られ、異議なしとの審議結果となっております。

この横町通線の一部区域の廃止に伴いまして、竹田通線と横町通線との交差点については、このように交差点の隅切り部の区域が不要となりますので、黄色の区域を廃止することといたします。

それでは、交差点の部分を拡大した図面で詳しく説明させていただきます。

緑色の線のとおり、横町通線が都市計画道路として決定されております。また、緑着色部分は計画幅員で整備されております。緑枠の着色がない部分につきましては、整備が未着手の区間でございます。現道路がこのようにあり、そして、町道宮王丸十日町東線に接

続しております。今回審議していただきます竹田通線は、赤色の線のとおり、横町通線と交差する都市計画道路として決定されております。

ここで、交差点の隅切りについて御説明します。スクリーンの左上の図をごらんください。道路がこのようにありまして、このように別の道路を接続させるとき、車が通行しやすいように水色着色の部分も道路とします。この水色着色の部分が「隅切り」でございます。今回、隅切りを含む赤着色の部分を「隅切り部の区域」と呼んでいます。都市計画道路を決定する際には、交差点の隅切り部の区域は、交差する都市計画道路のいずれかに含めることとなりますので、この交差点の隅切り部の区域は竹田通線として計画決定されておりました。竹田通線は、赤着色の部分については既に整備を終えております。また、横町通線も緑着色部分は整備を終えております。今回、緑色枠の黄色着色部分を国富町が廃止することによりまして、竹田通線の赤色枠の黄色着色部分が不要となりますので、廃止することといたします。

議案第1号の説明は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。今の説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。では、竹田通線の交差点部分の区間一部廃止につきまして、議案第1号につきましては、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。では、議案第1号は原案どおりとします。

では、続きまして、報告のほうに移っていただいて、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○**事務局** 続いて、区域マスタープランの説明です。準備をしますのでお待ちください。

それでは、都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料2-1が、これから御説明しますパワーポイントを印刷した資料、資料2-2が、前回の都市計画審議会及び専門委員会からの御意見の要旨と県の対応についてまとめた資料でございます。資料2-3が、先日実施しましたパブリックコメントでいただいた御意見の要旨と県の考え方についてまとめた資料でございます。資料2-4が、パブリックコメントでいただいた御意見を受けて、改定素案の修正を行った箇所を新旧対照表の形でまとめた資料でございます。資料2-5から2-10までは、6圏域の都市計画マスタープラン(改定素案)の最終案でございます。

それでは、パワーポイントを基本に御説明いたしますので、前方のスクリーンをごらんください。

本日は、初めに、都市計画区域マスタープラン、以下、「区域マス」といいますが、この区域マスの改定について今後のスケジュールを御説明した後、8月末に開催しました審議会と先月開催しました専門委員会でいただいた御指摘への対応について御説明いたします。その後、9月末から10月末まで実施しておりましたパブリックコメントにおいていただいた御意見と県の考え方及びその対応について御説明いたします。

それでは、まず、区域マス改定のスケジュールについて御説明いたします。

区域マスの改定作業については、これまで、都市計画審議会や専門委員会にて御議論をいただきながら、また、県庁内の関係各課との連絡調整会議や、市町村担当者や土木事務所などで構成される地域作業部会において意見照会を行いながら、素案の改定作業を進めてまいりました。本日の審議会は、赤枠でお示ししておりますとおり、区域マス改定作業の最後の報告になります。パブリックコメントなどの御意見を受けて一部修正を行いました改定素案について御意見をいただき、最終素案を作成し、国との事前協議に入る予定です。国との事前協議が調いましたら、3月下旬に開催します審議会において、専門委員会から区域マス改定案について報告いただいた上で御審議いただき、来年度の早い段階で都市計画決定を行いたいと考えております。

次に、前回の審議会と専門委員会でいただいた御指摘の中から、主なもの3つに対する対応について御説明いたします。こちらの修正内容につきましては、資料2-2で新旧対照表の形にまとめておりますので、そちらも御参照ください。

まず、第4章「主要な都市計画の決定方針」の第5節「防災都市づくりに関する方針」についての御指摘です。審議会から全圏域共通の御指摘です。

この節の基本方針において、県及び市町の地域防災計画等に基づいて、道路や防災拠点等の機能強化を図ることを記載しておりますが、昨年12月に策定された宮崎県国土強靱化地域計画とも密接に連携し、対策を推進する方針を記載すべきではないかという御指摘がございました。

災害に強いまちづくりを推進していくためには、県及び市町の地域防災計画のほか、宮崎県国土強靱化地域計画など、他の防災関連計画とも整合を図る必要がありますため、本文においても、整合を図るべき防災関連計画の一つとして、宮崎県国土強靱化地域計画を地域防災計画とあわせて追記修正いたしました。こちらについては、中部圏域の例で申し

ますと、資料 2 - 5 の32ページに記載しております。

続きまして、2つ目の御指摘です。同じく第4章「主要な都市計画の決定方針」の第5節「防災都市づくりに関する方針」についてです。専門委員会から全圏域共通の御指摘です。

この節の基本方針について、原案では、下線部のとおり、「災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、」と記載しておりますが、この表現が減災に特化した方針に見える。防災と減災は意味が異なるため、防災についての方針も記載すべきではないかという御意見をいただきました。

区域マスが整合を図るべき県や市町の防災関連計画は、防災と減災、どちらの考え方についても記載があることや、現在改定中の県の国土利用計画においても「防災・減災」という表現を使用していることから、区域マスにおいても、「災害対策のあらゆる分野で「防災・減災」の考え方を徹底し、」という表現に修正を行いました。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料 2 - 5 の32ページに記載しております。

続きまして、3つ目の御指摘です。同じく第4章「主要な都市計画の決定方針」の第5節「防災都市づくりに関する方針」についてです。専門委員会から全圏域共通の御指摘です。

この節の「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」の(2)都市構造の強化に関する方針において、都市災害の防止に有効な緑地や森林を保全する具体的な手段の一つとして、下線部のとおり、「防災上重要な役割を果たす緑地等については、緑地保全地域の指定等を活用し、保全に努めます。」と記載しておりますが、この表現は森林管理の意味も含むのか。含むのであれば、そう読めるようにわかりやすい表現にするべきではないかとの御意見をいただきました。

都市災害防止の観点から、緑地や森林を保全していくためには、当然ながら、その適正な管理を行うことも必要であることから、本文中にその表現を追記し、「防災上重要な役割を果たす緑地等については、適正な管理を行うとともに、緑地保全地域の指定等を活用し、その保全に努めます。」と修正を行いました。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料 2 - 5 の33ページに記載しております。

以上が、前回の審議会、専門委員会での御意見、御指摘に対する対応についての説明でございます。

続きまして、9月25日から10月25日まで約1カ月間実施しましたパブリックコメントに

において、県民の皆様からいただいた御意見とそれに対する県の考え方と対応について御説明いたします。

初めに、資料２－３をごらんください。資料には、いただいた全ての御意見の趣旨とそれに対する県の考え方を一覧表にまとめておりまして、表の左端に番号を振っておりますとおりの、全部で19の御意見を10名の方からいただきました。時間の都合上、個別の詳細な説明については割愛させていただきますが、いただいた御意見の主な内容を御説明いたします。

番号の１や２にございますとおりの、現行の18の区域マスタープランを６つの圏域にまとめて改定したことに対し、賛同いただく内容の御意見や、番号の６から９にございますとおりの、都市計画やまちづくりに関する県と市町の役割についての御意見、これから御説明します、番号の10や16にございますような、土地利用の方針に関する御意見、また、番号の14や17にございますような、防災関連施設や２巡目国体に関する施設整備についての御意見など、さまざまな御意見をいただきました。この中から、グレーで着色をしております５つの御意見について、今回、御意見を受けまして改定素案の修正を行いましたので、これからパワーポイントで詳しく御説明いたします。なお、この修正内容については、資料２－４で新旧対照表の形にまとめておりますので、そちらも御参照ください。

それでは、前方のスクリーンをごらんください。

まず、１つ目の御意見です。資料２－３の３番の御意見でございます。第２章「都市計画の目標」の第３節「地域毎の市街地像」について、全圏域共通の御意見でございます。

「人のまとまり」を形成する核となる市街地の位置づけについて、表にまとめておりますとおりの、宮崎市や都城市、延岡市の広域拠点の中核となる市街地を中核的市街地、日向市や日南市、小林市など圏域拠点の中心となる市街地を中心市街地、串間市やえびの市、高鍋町など地域拠点や生活拠点の中心となる市街地を地域生活の中心となる市街地と定義しておりましたが、これらの違いがわかりにくく、また、一般的に使用する中心市街地という言葉との違いがわかりにくいという御意見をいただきました。

この御意見を受けまして、中核的市街地と中心市街地については、どちらも圏域の中心となる市街地であることから、そのまま「圏域の中心となる市街地」というわかりやすい表現に統一し、全圏域共通で修正を行いました。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料２－５の９ページなどに記載しております。

また、この修正によりまして、広域拠点の中心市街地と圏域拠点の中心市街地のどちら

も「圏域の中心となる市街地」という表現に統一することから、この2つの市街地の違いについて改めて定義する必要があるとございます。これにつきましては、第4章「主要な都市計画の決定方針」の第1節の「2. 主要用途の配置方針」の(1)商業業務地の本文におきまして、それぞれ、広域拠点の核となる市街地を「広域商業業務地」、圏域拠点の中心となる市街地を「中心商業業務地」として、現行の区域マスタープランのとおりに定義することとし、それに伴い、本文を一部現行の区域マスタープランの表現に戻しております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料2-5の15ページに記載しております。

続きまして、2つ目の御意見です。資料2-3の6番の御意見でございます。第4章「主要な都市計画の決定方針」の第5節「防災都市づくりに関する方針」について、全圏域共通の御意見です。

防災拠点となる施設や骨格となる道路等の整備についての記載はあるが、津波避難ビルや避難場所の整備など、より具体的な取り組みを明確にするため、これらの防災対策についても、前の節に記載しております交通施設や下水道、公園などの都市施設と同様に、市町マスタープランに位置づけしていくことを記載したらよいのではないかと御意見であります。

こちらについては、いただいた御意見のとおり、防災対策施設の整備に関する具体的な計画については、市町マスタープランに位置づけすることが望まれますので、他の都市施設と同様に、(3)主要な施設の整備目標として、「市町は、概ね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備すべき施設を、市町マスタープランに定めるものとします。」という文章を追記しております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料2-5の34ページに記載しております。

以上が、全圏域に共通する修正箇所の御説明でございます。

続きまして、3つ目の御意見です。資料2-3の10番の御意見でございます。中部圏域マスタープランの第4章「主要な都市計画の決定方針」の第1節「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」についての御意見です。

「1. 基本方針」の(1)市街地拡大圧力への対応に記載しております内容について、「市街化調整区域の建築が多い状況は、当面、継続する」という表現が、市街化調整区域内の開発行為や建築行為を引き続き意図的に認めるような印象があり、市街化調整区域の理念に反するのではないかと御意見でございます。

こちらの御意見については、確かに「継続する」という言葉は、意図や意思を持って続けていくという印象があり、市街化調整区域内での開発行為や建築行為を今後も意図的に認めていくという印象があるため、単に、状態や状況を表す「続く」という文言に修正いたしました。また、文章の前半の「市街化調整区域の建築が多い状況」という表現についても、同様の印象があることから、宮崎市の「市街化調整区域内の建築は、他の市町と比較して多い」という、より正確な表現に修正いたしました。こちらについては、資料2-5の14ページに記載しております。

続きまして、4つ目の御意見です。資料2-3の16番の御意見でございます。北諸県圏域マスタープランの第4章「主要な都市計画の決定方針」の第1節「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」についての御意見でございます。

工業系の用途地域でありながら、ほとんどが住宅地である地域が見られるが、住宅地の環境を確保し将来のトラブルを防止する上で、用途地域の変更は必要ないのか。東臼杵・西臼杵圏域には用途の純化・複合化に関する方針として用途の見直しが位置づけられているが、北諸県圏域においては記載の必要がないのかという御意見であります。

こちらの御意見については、いただいた御意見のとおり、既存の住宅地の居住環境を維持していく必要があることや、実際に、北諸県圏域の中心となる都城市においては、従前から、市で策定した土地利用誘導ガイドラインに基づいて用途の純化に取り組んでいることなどから、他圏域と同様に、用途の純化・複合化に関する方針を追記いたしました。こちらについては、資料2-7の15ページに記載しております。

最後に、5つ目の御意見です。資料2-3の17番の御意見でございます。同じく北諸県圏域マスタープランの第4章の第2節「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」のうち、公園・緑地等についての御意見です。

前回報告した改定素案では、10年以内に優先的に整備すべき公園は、北諸県圏域では該当がなかったため、(3) 主要な施設の整備目標に具体的な施設名は記載しておりませんが、その後、2巡目国体において、陸上競技場を山之口運動公園に整備する方針が決定したため、10年以内に優先的に整備すべき公園として記載するべきではないかとの御意見をいただきました。

山之口運動公園については、この前段で、広域的な利用に供される主要な公園として位置づけておりますが、いただいた御意見のとおり、10年以内に優先的に整備すべき公園として、都城市の公園ではありますが、県が本整備事業に大きく関係するため、追記修正い

たしました。こちらについては、資料2-7の25ページに記載しております。

以上で、パブリックコメントでいただいた御意見とそれに対する県の考え方及び対応についての御説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。審議会の委員の意見、専門委員会の意見、パブリックコメントの意見に対する、区域マスタープランの改定の修正について説明いただきました。今の説明について、どの点からでも結構だと思いますので、御意見や御質問等をよろしくお願いいたします。

○**A委員代理** 説明を聞いてもいま一つよくわからなかったのですが、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度御説明いただければと思いますが、一番冒頭の、中核的市街地と中心市街地の違いがわかりにくいのでまとめますという話だったかと思います。圏域の中心とか中核という言葉はどう定義されたのかというのはよくわからなかったのですが、もう一度説明をお願いしてもいいですか。

○**出口会長** 冒頭の定義のところと、どういうふうに変えたかということも、それぞれゆっくりで結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。その一つ前の最初の指摘のところと、繰り返しになるかと思いますが、説明いただければ。

○**事務局** それでは、説明させていただきます。

「人のまとまり」を形成する核となる市街地の位置づけについて、表にまとめておりますとおり、宮崎市、都城市、延岡市、これらは広域拠点という位置づけになっておりますが、広域拠点の中核となる市街地を中核的市街地、それから、日向市や日南市、小林市など圏域拠点の中心となる市街地を中心市街地、串間市やえびの市、高鍋町など地域拠点や生活拠点の中心となる市街地を地域生活の中心となる市街地、この3つを定義させていただいておりました。この違いがわかりにくく、また、一般的に使用する中心市街地という言葉との違いがわかりにくいという御意見をいただいております。

これを受けまして、中核的市街地と中心市街地については、それぞれ圏域の中心となる市街地であるということで、「圏域の中心となる市街地」という表現で統一させていただいております。これは全圏域同じように修正しております。ですから、一番上の中核的市街地、2段目の中心市街地、こちらを「圏域の中心となる市街地」という言葉に変えさせていただきました。

○**A委員代理** 何がわからないかよくわかったのですが、「圏域の中心となる市街地」というのは、6つの圏域の中心——普通、中心というと1つというふうに受けとめる方もい

らっしゃるかと思います。これまでは広域拠点の中核とか圏域拠点の中心という言葉になっていたのですが、圏域の真ん中というふうには受け取っていなかったと思いますが、圏域の中心とくくってしまった瞬間に、6つ、圏域の中心があるのではないかと思いきや、実はいっぱいあるということですね。各圏域にたくさんの中心があるということになって多分私は混乱したのだなということが理解できたのですが、圏域の中心と言ってしまって本当にいいんですかというところです。要は、圏域の中心というと6つの圏域でそれぞれつくので、それぞれの圏域で1つ中心があるのではないかと受けとめられる方もいるのではないかと思います。

○事務局 まず、広域拠点及び圏域拠点、地域拠点というのを、区域マスの前段になります基本方針の体系図のほうで位置づけておりました。当初、赤い破線で位置づけております宮崎、都城、延岡については、広域的な位置づけがあるということで、広域的位置づけのある中核的市街地という位置づけをしておりまして、青い丸で囲っている部分を圏域拠点という位置づけをしておりまして、こちらを中心市街地というふうに位置づけておりましたが、パブリックコメントの意見としては、中心市街地という表現が違和感があるということで、今、鈴木委員のほうからおっしゃられましたとおり、各圏域の中心となるということでごらんいただきますと、特に県北のエリアについては、延岡と日向が圏域の中心という位置づけに今回表現を改めたことで変わる形になります。ただ、その他の地域につきましては、圏域内に1つの中心となる拠点ができるという位置づけで整理したところでございます。

○A委員代理 私が実際の数を確認していなかったからかもしれませんが、中核的市街地というのと中心的市街地というのは、6つに分けた圏域にそれぞれ1つずつあるということですか。今の話だと、中核的市街地が3つ、それは3つの圏域の中心として1つずつあって、中心市街地というのが残りの3つの圏域の中にそれぞれ1つずつあると。

○事務局 県北の圏域だけは中核的市街地と中心市街地が存在したと。

○A委員代理 すみません、圏域は全部で6つあるんですよね。ということは、圏域の中心となる市街地が一つもない圏域が1つあるということですか。

○事務局 そういうわけではありません。資料2-1で示しております中心市街地のほうから西都市の記載が漏れております。西都市を中心市街地ということで位置づけておりまして、当初、各圏域に1つずつは圏域の中心となる市街地は設けておりました。

○A委員代理 先ほど見せていただいた地図では丸が6つしかありませんが。

○事務局 7つです。

○A委員代理 7つあるんですか。

○事務局 はい。

○A委員代理 わかりました。一番北が2つあるのを是とするかどうかだけということですね。

○出口会長 確認ですが、パワーポイントのスライドの11を見せていただけますか。今のこの図に対応すれば、圏域の中心となる市街地の、広域拠点の中核となる市街地は、宮崎市、都城市、延岡市の3つ、圏域拠点の中心となる市街地は、日向市、日南市、小林市、それから西都市ということですね。1個のために「など」をつけたからわかりにくかったので、「など」を消していただいて、具体的に「西都市」を入れていただくと正確になるということですか。

○事務局 そうです。

○出口会長 A委員、いかがでしょうか。

○A委員代理 あとは、中心という言葉に対して、圏域の中心と言われたときにそれが2つあるということを皆さんがすんなり受け入れられるかどうかだけかなと思います。一番北の部分です。何かの中心というのは普通は1つだと思います。センターですね、いわゆる。

○事務局 県北地区は、都市計画区域として、もともとは日向延岡新産業都市計画区域ということで1つの区域を形成しておりまして、日向も延岡も都市として立っているということで、圏域の中心として位置づけてよいのではないかとということで、この圏域については2カ所上がっているという状況になります。

○A委員代理 これも重箱の隅をつつくような話ですが、中核と中心はどうやって使い分けられたのですか。

○事務局 今回改めた箇所ではありますが、当初、中核的という表現は、広域的な拠点に使用しておりまして、中心市街地のほうは、圏域内である程度完結している中心市街地のことを表現しておりました。

○B委員 A委員が、中心というのを英語でセンターとすれば1つということで、今改めてこうやって見ていると、「広域拠点の中核」とか「圏域拠点の中心」というのがちょっと曖昧だなと思いましたので、圏域の中心ではなくて、圏域の拠点となる市街地としてしまったらいいのではないですか。広域拠点の中核とか圏域拠点の中心というのは言葉として

はダブっているんですよ。気がつかなかったけれども。だから、圏域の拠点となる市街地というふうにして、後ろは、広域の拠点となる市街地、圏域の拠点となる市街地と。中核とか中心というのは除いてしまうとすっきりするような気がしました。

○事務局 今、B委員のほうから御意見をいただきました。圏域の拠点となる市街地という整理はどうかというお話で、次の表現で、用途の張りつけの中で、圏域の拠点となる商業業務地とかそちらの表現にも若干絡んでくるところがございまして、こちらのほうは今いただいた御意見を踏まえて事務局のほうで整理させていただきたいと思います。

○出口会長 よろしいでしょうか。文言のばらつきと曖昧さがあるので、事務局のほうで再度検討していただくということをお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○C委員 ちょっと教えていただきたいのですが、中部圏域の資料2-5の14ページ、市街地拡大圧力への対応とあって、市街化調整区域云々という御説明があったかと思えます。

「他の市町と比較して多い状況は、当面、続くことが予想されます」というのはわかりませんが、「市街化区域縁辺部において無秩序な開発が見込まれ」とか、最後のほうに、「また、新たに設置される予定の国富町のスマートインターチェンジ周辺は、その立地による利便性から、無秩序な市街化が進行するおそれがある」と書いてありますが、本当にあるのかなと思って。そんなに簡単に無秩序に市街化が進行するのかなと。悪者ではないですが、おそれがあるということで、最初からそういうふうに分めつけて書かれているような気がしますし、少しちょっと気になりました。

○出口会長 こういうふうに表示した背景、例えば国富のインターチェンジ付近の土地利用の状態、市街化調整区域がうまくきいていない地区が生じるのかということも含めて、この表現に至った背景を説明していただければいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 まず、縁辺部の無秩序な開発という表現のところですけども、宮崎圏域におきましては、今現在も、特に縁辺部のほうで開発がなされている地区がありまして、実際に市街化が進行しているところがございます。そこを市街化区域内に取り込むということで、今、区域の拡大を国と調整させていただいているという実情がございます。フレーム等の計算をしましても、やや拡大する傾向もあるという結果も出ておりまして、縁辺部につきましては、こういう表現をさせていただいております。

国富町のインターチェンジの周辺部に進出してくるという具体的なものは特に今はあり

ませんが、一般的な話としまして、インターチェンジ等が設置されて利便性が高まりますと、その周辺部に大型の商業施設であったり、そういうものが立地しやすい傾向がございますので、無秩序に開発が進められないようにこういう表現をここに記載させていただいております。

○**出口会長** ありがとうございます。C委員、いかがでしょうか。

○**C委員** 「無秩序な開発が見込まれ」というのが実際にあるということであれば、そういうふうな状況もあるということも書いていただいたほうが、予測だけで「見込まれ」というのは、わかりにくいというか、どうなのかなという感じに受け取れるので。

○**事務局** 確かに、表現として「無秩序な開発」というのは、多少強い書き方にもとれますので、表現的なものは事務局のほうで少し修正を考えてみようと思います。

○**D委員** 今のことに関してですが、すごく大事なことであると思います。資本というのは、無秩序というか、ちゃんとした計画をして予防線を張っておかないと、宮崎県は全体として、宮崎市でも、今言われたように、便利のよいところができますと、必ずそれに付随する施設とかそこでいろいろなことが起こってきます。あつという間に変わります。ですから、それを見越して、将来の宮崎県のありたい像というのをうまくそこで展開できるような形にしておかないと、資本の動きというか、そこはあつという間に街を変えてしまいますので、すごく重要なポイントかなと思います。ですから、こうあってほしいという、そこにはもともとの像というかイメージがなくてはいけませんが、それに基づいてそこが50年後、100年後にちゃんとできるように、未来像が描けるようにするためには、将来を見据えてある程度規制をかけていくということは重要かと思います。

○**出口会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

○**事務局** ここに書きたかった趣旨といたしましては、今は確かに表現が強いかもしれませんが、裏返して言いますと、秩序ある開発がなされるようにということを念頭に置いております。今、両委員からいただきました御意見を参考にさせていただきまして、表現は少し改めさせていただきたいと考えております。

○**出口会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、この案件につきましては、ほかに御意見はないようですので、一旦事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

予定では、これより10分間の休憩をとることになっておりますが、いかがいたしますか。

○出口会長 続けてよろしいでしょうか。

では、続けてやってよいということですので、次の報告事項について、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次に、「宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」の説明をさせていただきます。

中心市街地活性化及び大規模集客施設の適正立地に関するガイドラインについて、まず、資料の確認ですけれども、資料3-1が説明するパワーポイント資料でございます。資料3-2がガイドラインの冊子、資料3-3が前回の都市計画審議会等においていただいた御意見の要旨と修正した素案の記述案となっております。

それでは、パワーポイントで説明しますので、前方のスクリーンをごらんください。

説明の流れとしましては、まず、ガイドラインの構成（案）について、次に、ガイドラインの主な内容としまして、中心市街地活性化に関する指針と大規模集客施設の適正立地に関する指針の内容を、前回の都市計画審議会及び11月に開催いたしました専門委員会からいただいた御意見と対応案とをあわせて説明させていただきたいと考えております。最後に3番でスケジュールを御説明いたします。

まず、ガイドラインの構成（案）について御説明します。前回までの委員会においても説明しておりますので、全体像だけを説明させていただきます。

まず初めに、ガイドラインの位置づけでございます。

県全体の都市計画の方向性を示すものとして、都市計画に関する基本方針をことしの3月に改定し、この方針に沿って都市計画区域マスタープランの改定を進めているところです。各市町は、区域マスタープランに即してそれぞれ市町マスタープランを策定しております。今回策定しますガイドラインにつきましては、都市計画に関する基本方針に沿って、中心市街地活性化や大規模集客施設に関する詳細な方向性や手続等について取りまとめることとしております。なお、県では、今回のガイドライン以外にも、市町村が都市計画決定を行う際の手続などについて、より詳細に具体的な内容をまとめた要領や指針などをまとめております。

続きまして、ガイドラインの章立てになります。第1章に策定の背景・目的を定め、第2章において都市の現状と課題として、中心市街地と大規模集客施設に関連する現状と課題を取りまとめ、第3章と第4章に、中心市街地活性化と大規模集客施設に関する指針を取りまとめております。第3章は、1番と2番で中心市街地活性化の重要性と県や市町村

の役割等を定め、3番の支援体制で具体的な内容を記述しております。第4章の内容は後ほど説明させていただき、3番の支援体制等について引き続き説明いたします。

3番の支援体制等の内容としましては、支援体制と支援の方向性の2つの項目でまとめております。このうち(2)の支援の方向性につきましては、国が定めている「中心市街地活性化を図るための基本方針」に沿って、事業の必要性や支援の方向性等を取りまとめております。内容としましては、①の居住に関する項目、②、③の商業など職に関する項目、④の都市福利に関する項目、⑤に公共交通に関する項目、⑥にこれらを下支えする市街地の整備改善に関する項目などを並べております。また、それぞれの項目ごとに事業の必要性と県の支援の方向性をお示しする構成となっております。

次に、都市計画審議会等からの御意見とその対応について説明させていただきますが、中心市街地活性化に関する御意見は3点ございます。

1点目は、「②経済活力の向上のための事業について」に関する内容になります。県の支援の方向性の記述のうち、「自治体と連携したICポイントカードシステムの導入等の取り組みを支援する」という記述がございましたが、具体的な支援内容に合わせるよう記述を再度検討してほしいという御意見がございました。

この御意見を踏まえまして記述内容を見直しております。見直しを行う前の記述が上段の記述でございます。具体的な支援の内容は、民間や自治体が発行するポイントを商店街での買い物などに使えるようにする自治体ポイントシステムというものがございまして、その導入を行う市町村等の取り組みに対して県が支援を行うものでございますが、見直し前の記述では内容がわかりにくい表現となっております。このため、下段のように赤字部分を修正し、具体的な支援内容が明確になるよう記述を見直しております。また、自治体ポイントシステムの説明も脚注として追加しております。

2点目は、先ほどと同じく、経済活力の向上に関する事業に対する御意見です。安全安心を確保するための防犯カメラの設置等の取り組みを支援する記述がございましたが、プライバシーの問題もあることから、県が昨年、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しており、情報として追加したほうがよいのではないかと御意見をいただいております。この御意見を踏まえまして記述の見直しを行いましたが、修正後の御意見についても専門委員会から御意見をいただいております。

専門委員会からの御意見は、修正案に「安全安心を確保する」という設置目的がなかったことに対する御指摘でございました。これらの御意見を踏まえまして見直しを行ってお

ります。1点目と同様に、上段が見直し前の記述、下段が見直し後の記述になります。見直し前の記述については、防犯カメラの設置等とあわせて、買い物弱者に対する取り組み等を並べて記載しておりましたが、防犯カメラに関する記述を別途まとめ、商店街での安全・安心を確保するため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った取り組み等を促すよう見直しを行いました。

3点目は、中心市街地活性化に関する内容のうち、都市福利施設の整備に関する事業に対する御意見であります。

御意見は2つでございます。

1つ目は、県の支援の方向性について記述が必要ではないかという御意見でございます。2つ目は、県の支援の方向性を追加する場合に、子育て支援施設等を福利施設として位置づけるなど、中心市街地内に立地する施策を促してほしいという御意見をいただいております。

この御意見を踏まえまして、県の支援の方向性について今回新たに追加しております。追加する記述につきましては、国の補助事業等の効果的な運用について助言を行っていくこと、また、まちなかのにぎわい創出再生を行うさまざまな取り組みの事例について関係市町村等へ情報提供を行っていくこと、の2点を追加しました。また、具体的な取り組み事例の例示としまして、子育て支援施設について記述しております。なお、県内では、日南市や小林市が中心市街地活性化計画に基づいた取り組みの一つとして、子育て支援施設を整備しております。

次に、第4章の大規模集客施設の適正立地に関する指針について、主な構成案について説明させていただいた後に、都市計画審議会等からの御意見、対応について説明させていただきます。

第4章の構成につきましては、まず、1番の大規模集客施設の定義としまして、対象となる規模や用途等について示しております。2番に、大規模集客施設の立地誘導に関する事項としまして、立地を誘導する区域や抑制する区域等について示しております。3番に、県による広域的調整に関する事項としまして、大規模集客施設の立地を特別に認める場合に、県が関係市町村との調整を行う手続の内容について定めております。この項目としましては、広域調整の対象となる市町村や対象とする都市計画、並びに県の判断基準等を定めております。4番に、大規模集客施設の立地抑制に関する事項としまして、都市計画法に基づく具体的な手法等について取りまとめております。

この大規模集客施設の適正立地につきましては、2点御意見をいただいております。

1点目は、専門委員会からの御意見でございますが、大規模集客施設は、一時的に多くの人が集まることから、防災上の観点についての記載が必要ではないかという御意見でございます。

御意見を踏まえ、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、防災に関する記述を追加しております。防災に関しましては、一定規模以上の建築物について、避難経路等が確保されるよう建築基準法に義務づけられているところですが、大規模小売店舗の社会的責任の一環としまして、法に定められていない地域の防災対策への協力など、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項が位置づけられていることから、今回の御意見を踏まえまして、記述を追記いたしました。

大規模集客施設の適正立地に関する2点目の御意見は、前回の審議会でもいただいた御意見です。御意見は、これまでの大型スーパーなどを中心として街が広がっている状況を踏まえ、このような民間事業者の資本の動向に頼っているような形では望ましくないため、大規模集客施設の立地制限のない地域についても何らかの対策を盛り込むことができないのかというものでございました。

御意見を踏まえ、立地制限のない用途地域についても立地制限が可能となる手法を記載いたしました。

修正案を御説明する前に、宮崎市における事例を紹介させていただきます。この図面は、宮崎市の中心部の都市計画図でございますが、色がついている地域が用途地域でございます。このうち、都市計画法上で大規模集客施設の立地制限がない地域は、赤色の枠で囲まれている商業地域と近隣商業地域、紫色の枠で囲まれている準工業地域となっております。これ以外の地域は、大規模集客施設は立地できません。また、法律上は立地制限がない準工業地域について、宮崎市では、特別用途地区という建築物の用途の規制を強化する制度を活用して大規模集客施設が立地できない地域としております。

次に、立地制限について数値で御説明いたします。宮崎県の面積は約7,700平方キロメートルほどですが、このうち都市計画区域は約11%でございます。この表は、県全体の都市計画区域に占める用途地域の面積の割合を示したものでございます。大規模集客施設の立地が可能な地域は、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の一部を合わせたものであり、県全体の都市計画区域面積の約2.8%となっております。

こういった状況等を踏まえまして、ガイドラインの記述の見直しを行っております。県

による広域的調整に関する事項の中に、対象とする都市計画としまして、大規模集客施設の立地制限一覧表を示しております。この中の備考欄や欄外の注釈に、準工業地域における特別用途地区の指定について記述していたのですが、立地制限のない地域でも何らかの対策を盛り込めないかという御意見を踏まえまして、準工業地域に限定せずに、立地制限のない用途地域において特別用途地区の制度が積極的に活用されるよう記述を見直しました。

都市計画審議会等の御意見を踏まえた対応については以上です。詳細は、お手元にお配りしております資料3-2ガイドラインの冊子をごらんいただきたいと思います。

最後に、スケジュールについてでございます。先ほど御説明いたしました区域マスタープランの改定に合わせまして、ガイドラインにつきましても、これまで専門委員会及び都市計画審議会の御意見を踏まえまして、地域作業部会や庁内連絡会議への意見照会を行ってきたところですが、区域マスタープランの都市計画決定に合わせてガイドラインについての決定・公表を行いたいと考えております。

以上でガイドラインの説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○出口会長 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたガイドラインにつきまして、どの箇所からでも結構ですので、御意見、御質問等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○E委員 ガイドラインのほうは、今いただいてもすぐ見られませんので、ちょっと教えていただきたいのですが、今説明してくださったものの10ページ、ガイドライン（案）の主な内容の中心市街地活性化に関する指針の中で、（2）の②に県の支援の方向性というのがあります。「商店街へのキッズルームや高齢者の」云々、これは買い物をする人の利便のためですか、それとも、例えば働く人の子供を預かるためのものですか。

○出口会長 いかがでしょうか。

○事務局 こちらに記載しているのは、お買い物に来られた方に限定して書いているわけではありませんが、例えば日南市のほうでは子育て支援施設がまちなかに整備されています。そこについては、確かに、買い物に来た方の一時預かりもやっておりますが、子育て支援施設ということで、有料になりますが、時間を決めて一定の時間子供を預かるサービスを行っている事例もございます。この中では、特に買い物に来た者というわけではなくて、それぞれの市町の考え方というか、中心市街地に設置する子育て支援施設関係の考え方に基づくものになりますので、各市町で取り組みは異なってくるかと思われま

OE委員 なぜこういう質問をしたかといいますと、確かに今、子育て支援は、特に若い女性が働くために必要と言われていています。私も女性で子育てしてきましたので、それは応援したいと思います。買い物に来られた方が子供を預けて買い物ができるというのは、確かに小さい子を連れての買い物は大変です。大変なんです、今の日本の子供たちの、私に言わせれば、40代でもそうだと思いますが、さまざまな問題が今起きています。まちづくりの中だからこそ、目先のことだけではなくて、長いスパンで物事は考えていただきたいと思います。人の育ちというのはそれぐらい大事だと思います。

私も宮崎市内に住んで三十数年になります。県外から来て、両方とも県外出身ですから、親もいない、親類もいない、先輩後輩もいないところで子育てをしましたので、まず夫婦で協力して子育てをしなければなりません。そうするうちに幼稚園に行くようになって、私ども親にも友達ができたりして、子育ても、自分たち二人だけあるいは近くの人だけではなくてだんだん広がっていきましたけれども、基本は、やっぱり家庭、親だと思います。

子供は、買い物に行って広いところに行くと走り回ります。本来そういうことは親が、走っちゃいけないよ、人がいるところで迷惑をかけちゃいけないよと、日々たびたび教えていってこそ、こういうことをしてはいけないんだな、こういうときはこうしたほうがいいんだなということを子供は学んでいくのだと思います。

私は、小学校に子供を入れましたときに、ひっくり返りたいぐらいびっくりしたことがあります。それは、じっとしてられないお子さん方がとても多くて、ここでは騒いでいいのか騒いではいけないのか、小学校の1年でしつけができていないのです。だから、買い物に来たときに、何でも触っちゃいけないよとか、走り回っちゃいけないんだよというのを教えるのも、大変だけど親の務め。それは子のため、将来のため、そして日本の人づくりのもとだと思います。

だから、私は、つくるなとは言いません。つくるなとは言いませんけれども、県の経済活力のための事業がこういうことなんだろうかというのが非常に疑問です。ここにいらっしゃる方々も多分子育てをしてこられた方が多いと思いますので、子育ての本当の御苦労はおわかりだと思います。男性が多いので、女性の私でないと言えないことだろうと思います。

これが御近所さんのことだったら私は言いませんけれども、県がすることとして、キッズルームや高齢者の交流施設等という、こういうことが買い物弱者にする支援なんだろう

かと感じましたので、質問いたしました。だから、子育て支援といって、どの方向からでもいろいろな子育て支援はできると思いますが、言葉というか施策を並べるときに、優先順位というものももっと考えながらしていただきたいなと思ひまして、意見を言ひました。

○出口会長 ありがとうございます。つくることとか、支援とか、その中身での活動にもかかわることかと思ひます。これは御意見を伺うということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ガイドラインについては、これからの考え方等について南委員からいただきました。ほかに大きいものはなかったと思ひます。ただし、区域マスタープランのほうは大きく2つ意見をいただいておりますので、事務局でその2つへの対応、特に文言の表現とか、それが的確に指摘できているか、あるいは中核の問題もありましたので、少し案を練っていただいて、国との調整の間に委員の方にその内容をもう一回確認していただくことによろしいでしょうか。

委員の方、それによろしいでしょうか。事務局から案が出ましたら、その案に対する回答等をいただければと思ひます。

では、報告2件につきましては、今のように取り計らいたいと思ひます。最終的な案になる一歩手前ですので、皆様方から貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

では、これで事務局のほうにマイクをお返しして、最初の議案第1号については原案どおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第139回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、師走のお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午前11時20分閉会